



和歌山県報

発行 和歌山県
和歌山市小松原通一丁目1番地
毎週火、金曜日発行

目次

(取扱課室名) ページ

○ 告示

1393	生活保護法による指定医療機関の廃止	(福祉保健総務課).....	1
1394	生活保護法による医療機関の指定	(").....	2
1395	生活保護法による施術機関の指定	(").....	2
1396	"	(").....	2
1397	救急病院の認定	(医務課).....	2
1398	"	(").....	2
1399	川辺町周辺土地改良区の定款変更の認可	(農業農村整備課).....	3
1400	川辺町周辺土地改良区の土地改良事業計画の変更	(").....	3
1401	保安林の指定の解除予定	(森林整備課).....	3
1402	"	(").....	3
1403	公共測量の終了	(技術調査課).....	3
1404	道路の区域変更	(道路保全課).....	4
1405	道路の供用開始	(").....	4
1406	道路の区域変更	(").....	4
1407	"	(").....	5
1408	道路の供用開始	(").....	5
1409	道路の区域変更	(").....	5
1410	道路の供用開始	(").....	6
1411	道路の区域変更	(").....	6
1412	道路の供用開始	(").....	7
1413	道路の区域変更	(").....	7
1414	道路の供用開始	(").....	7
1415	道路の区域変更	(").....	8
1416	"	(").....	8

告 示

和歌山県告示第1393号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第49条の規定(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項の規定においてその例によるものとされる場合を含む。)により指定した医療機関から廃止の届出があったので、次のとおり告示する。

平成25年11月22日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

指 定 番 号	名 称	所 在 地	廃 止 年 月 日
橋医 55-4	火伏医院	橋本市橋本1-7-10	平成 25. 3. 31

和歌山県告示第1394号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定においてその例によるものとされる場合を含む。）により医療機関を指定したので、次のとおり告示する。

平成25年11月22日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

指 定 番 号	名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
橋医 102-25	火伏医院	橋本市橋本1-4-10	平成 25. 4. 1

和歌山県告示第1395号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条において準用する同法第49条の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定においてその例によるものとされる場合を含む。）により施術機関を指定したので、次のとおり告示する。

平成25年11月22日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

指 定 番 号	氏 名	名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
紀柔 13-25	南出耕作	Will整骨院	紀の川市貴志川町北81-5	平成 25. 10. 11

和歌山県告示第1396号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条において準用する同法第49条の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定においてその例によるものとされる場合を含む。）により施術機関を指定したので、次のとおり告示する。

平成25年11月22日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

指 定 番 号	氏 名	名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
海南柔 42-25	石本純一	いしもと鍼灸整骨院	海南市船尾241-8	平成 25. 10. 21

和歌山県告示第1397号

救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条第1項に規定する救急病院として次の病院を認定したので、同令第2条第1項の規定により告示する。

平成25年11月22日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 名称 誠佑記念病院
- 2 所在地 和歌山市西田井391
- 3 有効期限 平成28年11月3日

和歌山県告示第1398号

救急病院等を定める省令(昭和39年厚生省令第8号)第1条第1項に規定する救急病院として次の病院を認定したので、同令第2条第1項の規定により告示する。

平成25年11月22日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 名称 済生会有田病院
- 2 所在地 有田郡湯浅町吉川52-6
- 3 有効期限 平成28年11月5日

和歌山県告示第1399号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第30条第2項の規定により、川辺町周辺土地改良区の定款変更を認可したので、同条第3項の規定により、この旨を公告する。

平成25年11月22日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山県告示第1400号

川辺町周辺土地改良区の土地改良事業(維持管理)計画の変更については、土地改良法(昭和24年法律第195号)第48条第9項において準用する同法第10条第1項の規定により認可したので、同法第48条第11項の規定により、この旨を公告する。

平成25年11月22日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山県告示第1401号

次のように保安林の指定の解除をする予定であるから、森林法(昭和26年法律第249号)第30条の2第1項の規定により告示する。

平成25年11月22日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 解除予定保安林の所在場所 有田市初島町浜字西ノ浜1769の1、1769の3、1769の4、1769の11から1769の26まで
- 2 保安林として指定された目的 潮害の防備
- 3 解除の理由 指定理由の消滅

和歌山県告示第1402号

次のように保安林の指定の解除をする予定であるから、森林法(昭和26年法律第249号)第30条の2第1項の規定により告示する。

平成25年11月22日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 解除予定保安林の所在場所 有田市初島町浜字小森1603の1から1603の5まで、1603の11から1603の16まで
- 2 保安林として指定された目的 潮害の防備
- 3 解除の理由 指定理由の消滅

和歌山県告示第1403号

測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第2項の規定に基づき日高町長から公共測量を終了した旨通知があったので、次のとおり公示する。

平成25年11月22日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 作業の種類 公共測量（デジタル写真撮影、写真地図作成）
- 2 作業期間 平成25年5月17日から平成26年3月31日まで
- 3 作業地域 和歌山県日高町域

和歌山県告示第1404号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成25年11月22日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 道路の種類 一般国道
- 2 路線名 480号

区 間	新旧の別	敷 地 の 幅 員 メートル	延 長 メートル	備 考
伊都郡高野町大字花坂字木戸口586番78地先から同町大字花坂字木戸口586番73地先まで	旧	14.36 ） 29.84	385.00	
同上	新	15.90 ） 64.49	360.00	

和歌山県告示第1405号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成25年11月22日

和歌山県知事 仁坂吉伸

道路の種類 一般国道

路線名 480号

供用開始の区間 伊都郡高野町大字花坂字木戸口586番106地先から同町大字花坂字木戸口586番100地先まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ。）

供用開始の期日 平成25年11月22日

和歌山県告示第1406号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成25年11月22日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 道路の種類 一般国道
2 路線名 480号

区 間	新旧の別	敷地の幅員 メートル	延長 メートル	備 考 メートル
伊都郡かつらぎ町大字日高字下向山8番102地先から同町大字日高字城向30番1地先まで	旧	8.40 ） 13.80	40.80	無名橋 L=12.95 県道高野口野上線との重用延長40.80メートルを含む。
同上	新	8.40 ） 11.40	40.80	無名橋 L=12.95 県道高野口野上線との重用延長40.80メートルを含む。

和歌山県告示第1407号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成25年11月22日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 道路の種類 県道
2 路線名 高野口野上線

区 間	新旧の別	敷地の幅員 メートル	延長 メートル	備 考 メートル
伊都郡かつらぎ町大字日高字下向山8番102地先から同町大字日高字城向30番1地先まで	旧	8.40 ） 13.80	40.80	無名橋 L=12.95 一般国道480号との重用延長40.80メートルを含む。
同上	新	8.40 ） 11.40	40.80	無名橋 L=12.95 一般国道480号との重用延長40.80メートルを含む。

和歌山県告示第1408号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成25年11月22日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

道路の種類 一般国道

路線名 480号

供用開始の区間 伊都郡かつらぎ町大字日高字下向山8番102地先から同町大字日高字城向30番1地先まで

供用開始の期日 平成25年11月22日

和歌山県告示第1409号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成25年11月22日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 和歌山橋本線

区 間	新旧の別	敷地の幅員 メートル	延長 メートル	備 考 メートル
和歌山市神前字馬乗免596番1地先から同市和田字天場1229番3地先まで	旧	25.00 } 31.30	441.00	
和歌山市神前字馬乗免596番1地先から同市和田字静火537番3地先まで	新	22.00 } 43.75	1097.14	仮称 静火大橋 L=342.00

和歌山県告示第1410号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成25年11月22日

和歌山県知事 仁坂吉伸

道路の種類 県道

路線名 和歌山橋本線

供用開始の区間 和歌山市神前字馬乗免596番1地先から同市和田字天場1226番5地先まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ。）

供用開始の期日 平成25年11月25日 午後3時

和歌山県告示第1411号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成25年11月22日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 岩出海南線

区 間	新旧の別	敷地の幅員 メートル	延長 メートル	備 考
海南市岡田字下道ノ内660番1地先から同市岡田字正法寺谷621番14地先まで	旧	5.61 } 12.68	86.45	

同上	新	9.54 } 21.88	79.50	
----	---	--------------------	-------	--

和歌山県告示第1412号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成25年11月22日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

道路の種類 県道

路線名 岩出海南線

供用開始の区間 海南市岡田字下道ノ内660番1地先から同市岡田字正法寺谷621番14地先まで

供用開始の期日 平成25年11月22日

和歌山県告示第1413号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成25年11月22日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 道路の種類 県道

2 路線名 静川請川線

区 間	新旧の別	敷 地 の 幅 員 メートル	延 長 メートル	備 考
田辺市本宮町上大野字小井平720番1地内	旧	6.40 } 16.50	145.30	
同上	新	10.00 } 20.00	145.30	

和歌山県告示第1414号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成25年11月22日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

道路の種類 県道

路線名 静川請川線

供用開始の区間 田辺市本宮町上大野字小井平720番1地内

供用開始の期日 平成25年11月22日

和歌山県告示第1415号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成25年11月22日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 芳養清川線

区 間	新旧の別	敷地の幅員 メートル	延長 メートル	備 考
田辺市上芳養字大平2552番1地先から同市上芳養字池田2531番15地先まで	旧	5.50 } 25.60	141.10	
同上	新	11.40 } 29.40	141.10	

和歌山県告示第1416号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成25年11月22日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 田辺印南線

区 間	新旧の別	敷地の幅員 メートル	延長 メートル	備 考
田辺市上芳養字長谷876番2地先から同市上芳養字田組799番3地先まで	旧	3.50 } 11.30	177.50	
同上	新	10.00 } 29.50	177.50	